

免許申請書（裏面）

収入印紙以外のものを貼付しないで下さい。

- 郵便局等で所定額（令和5年10月現在1,500円）分の収入印紙を購入し、貼って下さい。
- 必ず日本政府発行の収入印紙を貼ってください。
 - 地方自治体の発行する証紙ではありません。
 - 印紙税納付計器のスタンプも不可。
 - 1枚でこの金額のものはないので、何枚かを組み合わせて、この金額分を過不足のないように貼って下さい。（一旦、納付した手数料を返還することはできませんので、ご注意ください。）また、収入印紙が3枚以上になる場合は、縦に並べて貼って下さい。
 - 申請書の書き損じの場合を考え、収入印紙は申請書の記入が終わり、誤りのない事を確認してから貼るようにして下さい。
 - 収入印紙は消印しないで下さい。
 - 収入印紙1500円を超えて添付される場合は、以下の記載例を参考に、直筆で余白に記載して下さい。

収入印紙超過1000円分については、返還を求めません。厚労 太郎

申請書の裏面に免許試験合格通知書を貼付しないで下さい。

様式第12号（第6条の3、第6条第6項）（裏面）

- 1 〇〇〇で表示された姓（以下「記入姓」という。）に記入する文字は、学名的綴綴（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は用紙1枚、穴をあけたり、必要以上は折り曲げたり、のり付けをしないで下さい。

- 2 記載すべき事項のない欄又は記入欄は、空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。

- 3 記入欄の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きなカタカナ及びアルファベット数字で明確に記載すること。

- なお、欄名及び半欄名は同一の記入欄に「[方]」と記入すること。

- 4 免許申請の場合は、「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事実を証する書面（以下「本人確認証明書」という。）並びに免許を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。

- 5 免許更新付申請の場合は、減失によるものにあつては本人確認証明書、損傷によるものにあつては従前の免許証を添付すること。

- 6 免許証書替申請の場合は、従前の免許証及び記載事項の異同を証する書面を添付すること。

- 7 免許証更新申請の場合は、従前の免許証及び免許の有効期限の更新を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。

- 8 下記の免許種類コード表を参照して記入すること。

- 9 旧姓を使用した氏名又は通称（以下「旧姓等」という。）の併記を希望しない場合は「0」、希望する場合には「2」を記入し、「併記を希望する氏名又は通称」欄に、希望する旧姓等を記入すること。

- 10 下記の住所地・交付局コード一覧を参照して記入すること。

- 11 住所と免許証の交付先が同じ場合は「0」、異なる場合は「1」を記入し、送付先欄に送付先を記入すること。

- 12 免許証の送付先が住所と異なる場合に記入すること。また、③送付先希望欄に「1」が記入されていることを確認すること。

- 13 当該免許申請の外に旧様式免許証を所持する者は、「1」を記入し、下記の免許種類コード表を参照して、④の下の該当する免許種を○で囲み、所持免許申請欄（別紙）に記入すること。

（住所地・交付局コード一覧）

北海道	01	旭川	09	石川	17	滋賀	25	岡山	33	佐賀	41
青森	02	岩手	03	山梨	18	京都	26	広島	34	長崎	42
宮城	04	千葉	11	埼玉	19	大阪	27	山口	35	熊本	43
秋田	05	東京	12	長野	20	兵庫	28	徳島	36	大分	44
山形	06	神奈川	13	岐阜	21	奈良	29	香川	37	宮崎	45
福島	07	新潟	14	静岡	22	和歌山	30	愛媛	38	鹿児島	46
茨城	08	富山	16	三重	24	鳥取	31	高知	39	沖縄	47

（免許種類コード表）

コード	免許の種類	コード	免許の種類	コード	免許の種類
10	特殊ボイラー技士	21	橋梁架設機運転士	31	特殊道路作業技士（特殊道路作業技士）
11	一般ボイラー技士	22	ゼネラル運転士	32	特殊機械運転士
12	一般ボイラー技士	23	特殊ボイラー運転士	33	電気機械運転士
13	特殊ボイラー技士	24	特殊ボイラー運転士	34	特殊機械運転士（特殊機械運転士）
14	特殊ボイラー技士	25	特殊ボイラー運転士	35	特殊機械運転士（特殊機械運転士）
15	ボイラー運転士	26	ボイラー運転士	36	特殊機械運転士（特殊機械運転士）
16	特殊ボイラー技士	27	特殊ボイラー運転士	37	特殊機械運転士（特殊機械運転士）
20	ボイラー運転士	28	ボイラー運転士	38	特殊機械運転士（特殊機械運転士）
		29	ボイラー運転士	39	特殊機械運転士（特殊機械運転士）
		30	ボイラー運転士	40	特殊機械運転士（特殊機械運転士）
		31	ボイラー運転士	41	特殊機械運転士（特殊機械運転士）

- 注1 取得後、このことのできる職種の職種をクレーンに限定し、かつ、クレーンの運転を規定しないクレーン運転士免許をいうこと。（平成8年3月31日以前）
- 注2 取得後、このことのできる職種の職種をクレーンに限定し、かつ、クレーンの運転を規定しないクレーン運転士免許をいうこと。（平成8年3月31日以前）
- 注3 取得後、このことのできる職種の職種をクレーンに限定し、かつ、クレーンの運転を規定しないクレーン運転士免許をいうこと。（平成8年3月31日以前）
- 注4 取得後、このことのできる職種の職種をクレーンに限定し、かつ、クレーンの運転を規定しないクレーン運転士免許をいうこと。（平成8年3月31日以前）
- 注5 取得後、このことのできる職種の職種をクレーンに限定し、かつ、クレーンの運転を規定しないクレーン運転士免許をいうこと。（平成8年3月31日以前）

※同時に二つの申請を行う場合のうち、次の場合には、それぞれ別個の申請となり、申請書も個別に作成し、収入印紙もそれぞれについて貼付しなければなりません。

- (1) 同時に2種類の免許申請を行う場合
- (2) 新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の再交付又は書替申請を行う場合（新たに試験に合格した方が、既交付の免許証の再交付、書替を申請する場合は、既交付の免許証の再交付、書替の申請とあわせて住所地を管轄する都道府県労働局（又は交付局）で申請して下さい。）
- (3) 新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の免許更新申請を行う場合
- (4) 免許更新申請と併せ、免許証の再交付又は書替申請を行う場合